

令和6年12月2日から従来の被保険者証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただく仕組みに移行しました。

※現在お持ちの当組合の被保険者証については、被保険者証に記載された有効期限（最長で令和7年7月31日）まで使用することができます。

但し、退職等により資格を喪失した場合、住所変更等により資格情報の変更があった場合は、その時までとなります。

※マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方については、当組合が発行する「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。（「資格確認書」は、これまでの保険証と同じサイズのカード型です。）

※「資格取得届」の様式に「マイナ保険証保有の有無」欄を設けましたので、チェックをお願いします。